5　申請等が行われるべき行政機関等が指定するところにより識別番号及び暗証番号並びに生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号をいう。以下同じ。）を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を第一項の電子計算機から入力し、並びに同項の電子計算機において設定した生体認証符号等を使用しなければならない。

第三条を第四条とし、同条の次に次の三条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条　法第六条第五項に規定する主務省令で定める方法は、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第六条　法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると当該申請等が行われるべき行政機関等が認める場合

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条　法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、申請等が行われるべき行政機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって国土交通大臣が告示で定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（船舶法施行細則の一部改正）

第二条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第一号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下「情報通信技術活用法」ト謂フ）第六条第一項」に改め、「以下「電子情報処理組織ニ依リ」ト謂フ）を削り、同項第二号から第四号までの規定中「電子情報処理組織ニ依リ」を「情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ」に改め、同条第二項中「一万三千五百円（電子情報処理組織ニ依リ」を「一万三千五百円（情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ」に、「六千七百円（電子情報処理組織ニ依リ」を「六千七百円（同項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ」に改める。

第四十九条第一項ただし書を削る。

第五十条第一項及び第二項中「電子情報処理組織ニ依リ」を「情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ」に改める。

第五十条ノ二第一項ただし書を削る。

第五十一条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号中「電子情報処理組織ニ依リ」を「情報通信技術活用法第六条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ」に改め、同条第二項ただし書を削る。

（船員法施行規則の一部改正）

第三条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第三項を削る。

（海難審判法施行規則の一部改正）

第四条　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（船員職業安定法施行規則の一部改正）

第五条　船員職業安定法施行規則（昭和二十三年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同項第三号及び第四号中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

第六条　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書を削る。

（建設業法施行規則の一部改正）

第七条　建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二を削る。

（造船造機統計調査規則の一部改正）

第八条　造船造機統計調査規則（昭和二十五年運輸省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項の規定により」を「第六条第一項の規定による」に改める。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第九条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二の二第一号ただし書中「次のいずれかに該当する場合においては」を「印紙をもつて納め難い事由があるときは」に改め、同号イ及びロを削る。

（港湾調査規則等の一部改正）

第十条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

一　港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）第九条第二項

二　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第六十七条第二号

三　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第四十八条第二号

（海事代理士法施行規則の一部改正）

第十一条　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中「はりつけて」を「貼り付けて」に改め、ただし書を削る。

第十三条ただし書を削る。